



目 次

新年のごあいさつ

 熊本法人会会長……………3

 熊本東税務署長……………4

 熊本市長……………5

熊本西・熊本東税務署との意見交換会……………6

役員研修会……………7

税務署だより（マイナンバーカード・e-Tax、ダイレクト納付）…8

熊本県県央広域本部・熊本市だより…………… 11

令和6年度税制改正に関する提言（要約） …… 14

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

 税金落語・インボイス制度に関する説明会 ほか…………… 19

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

 秋の特別講演会・県庁銀杏並木ライトアップ ほか…………… 22

青年部会だより…………… 25

女性部会だより…………… 26

特集

 『会社を変えられるリーダーと変えられないリーダー』… 28

 支部だより・事務局だより…………… 30

 令和6年1月からの電子取引データの保存方法…………… 32



●表紙の作者紹介●

市 川 未 遊

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

「冬」は雪よりもお正月のイメージが強いのでお正月のモチーフを取り入れて全体的に緑と赤を多めにして、ゆるっとした絵柄で可愛らしく親しみやすい印象がつきやすいようなイラストにしました。

発行所

〒860-0802 熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル2階

公益社団法人 熊本法人会

会 長 竹下 英

広報委員長 安武洋一郎

TEL (096) 353-2555

FAX (096) 353-2556

ホームページアドレス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>





新年のごあいさつ

公益社団法人 熊本法人会
会長 竹下 英

明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の事業・運営につきましては、会員の皆さま、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

十干十二支でみると、2024年は「甲辰（きのえたつ）」の年。「甲」は、物事の「はじまり」を象徴し、「草木が成長し勢いを増す様を表す」ともいわれています。また、「辰」は、「万物が成長し動きが盛んになる様子を象徴する」といわれています。2024年が、熊本にとって「勢いを増しながらぐんぐんと成長していく年」となるよう願っています。

さて、令和2年1月に、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて約4年になります。この間、猛威を振るった新型コロナですが、昨年5月に5類感染症に移行し、ウィズコロナの時代に入りました。そのような中、日本経済は、コロナ渦からのリバウンド需要がけん引する形で景気は緩やかな回復が続いています。一方、熊本の経済も、飲食や宿泊などのサービス消費が回復しており、個人消費は緩やかに回復しています。ただ、物価高の影響で消費者の節約志向が強まっているとの声もあります。また、半導体世界大手TSMCの効果で、県内への企業進出が高水準で推移しており、雇用拡大に伴う住居、教育等、広範囲にわたる波及効果が様々な形で会員企業の皆さんの活動に結び付けていくことを期待しています。

ところで、本会の主軸となる事業の中に、「税に関する提言活動」があります。全国の会員の皆さまから税制に関する意見要望を取りまとめ、国会議員や県・市の首長に対し要望活動を行っています。近年の大規模な自然災害への対応などを踏まえ、以前から、熊本法人会として、「所得税の雑損控除」の改正に関し要望していたところですが、その要望が「令和5年度税制改正に関する提言書」に取り入れられ、所得税の雑損控除の繰越期間の延長に繋げることができました。同様に、昨年11月には「令和6年度税制改正に関する提言書」を関係機関に提出しました。これからも、経営者の声に耳を傾け、税を味方に強い経営ができるような税制改正の要望に努めたいと考えています。

私たちの法人会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業発展の支援と地域振興の寄与に努め国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、「税の啓発活動」、「租税教育活動」など税に関する事業のほか、法人会の存在を地域に浸透させるために、「実務セミナーの開催」、「県庁銀杏並木ライトアップ」などの様々な「地域社会への貢献活動」を展開しています。

一方では、「企業経営者の皆さまが安心して経営に取り組める環境づくり」をサポートすることが使命です。会員企業の皆さんの要望を聞き入れて組み上がった制度保険「経営者大型保障制度」は、今年度「challenge100キャンペーン」として展開されています。この制度保険を推し進めることによって、経営の舵取りをする上で発生する様々なリスクを最小限に留めることが、安定した経営、安定した雇用に結びつくことを1社でも多くの企業経営者の皆さまに理解していただくよう努めたいと思います。

本会は、昨年4月、発展的合併を掲げ10年の歴史を刻むことができました。今年は、本会にとって再始動の年ともいえるのではないかと思います。様々な法人会活動を更に進化させ、「甲辰（きのえたつ）」に相応しい年となるよう努めていきたいと思ひます。

最後になりますが、会員の皆さまのますますのご繁栄と素晴らしい1年になることを祈念いたします。



新年のごあいさつ

熊本東税務署長 勝 木 弘 文

新年あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から法人会活動を通じ、税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税知識の普及や納税道義の高揚を図るための啓蒙活動を推進され、特に、次世代を担う児童・生徒に対する租税教室の開催や絵はがきコンクール、イベントにおける税金クイズ等、租税教育活動に積極的に取り組まれており、また、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップ」、「合同入社式の開催」、「福祉施設入居者への花かごの寄贈」など、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

これもひとえに、竹下会長をはじめとする役員の皆様、事務局、そして会員の皆様の御尽力によるものであり、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、貴会の活動が更に充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等により大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっております。

国税庁では、これまでも、目指すべき将来像について、経済社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の2つを柱にDX推進に取り組んでまいりましたが、令和5年6月に「税務行政のデジタルトランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」を新たに公表し、「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて税務行政のDXを更に深化させることとしております。会員の皆様には、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、令和5年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も引き続き、確定申告会場は、熊本西・熊本東税務署の合同会場として、熊本城ホール1階展示ホールに開設することとしておりますが、税務を起点とした社会全体のDX推進の観点からも、例年以上にe-Taxやスマートフォンを利用した申告を推進することとしております。会員の皆様方をはじめ会員企業の従業員の方々に確定申告が必要な方におかれましては、e-Tax等による申告やダイレクト納付を御利用いただき、早期提出・期限内納付への御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この新しい年が貴会にとりまして、更なる飛躍と発展の年となりますとともに、会員の皆様方の御健勝と事業のますますの御繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



年頭のごあいさつ

熊本市長 大西 一 史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

竹下会長をはじめ、熊本法人会の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

昨年は、長引くコロナ禍から市民生活も徐々に日常を取り戻し、本市では、2年連続で中止しておりました「熊本城マラソン」に加え、4年ぶりに「火の国まつり」や「江津湖花火大会」を開催するなど、コロナ禍からの脱却に向けて様々な事業が動き始めた1年となりました。

また、「こども局」を創設し、こどもを核としたまちづくりを進めるとともに、懸案の交通渋滞対策や地域経済の回復等に全庁をあげて取り組んでまいりました。

一方で、原油価格の高騰や円安等の影響による急激な物価上昇の進行など、市民生活への影響や地域経済の見通しは未だ不透明であることから、本年も引き続き、市民の皆様生命と暮らしを守るため、本市が直面する課題に対して、国や県をはじめとした関係機関と連携し取り組む必要があると考えております。

さらに、本年は、新たに策定する「熊本市第8次総合計画」に基づくまちづくりがスタートする大変重要な年でもあります。TSMCの熊本進出を契機とした官民連携による産業用地の整備のほか、今後の活発な経済活動を支える「10分・20分構想」をはじめとする広域交通ネットワークの早期実現、さらには、こども局を中心に、結婚、妊娠、出産等の希望をかなえ、こどもの命と権利を守り、健やかな成長と安心して産み育てることができる環境を整備するなど、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、全力で邁進してまいります。

私は、昨年の九州市長会総会において、第12代の九州市長会会長に選任いただきました。とりわけ、TSMCの熊本進出は、熊本のみならず、九州全体の経済発展に向けた千載一遇のチャンスであり、その効果を最大化することで、九州全体の発展に繋げてまいりますので、皆様方におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

熊本西・熊本東税務署と 熊本法人会役員との意見交換会開催

開催日：令和5年11月29日（水） 場所：KKR ホテル熊本

1. 税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と令和5年度事業計画と進捗説明を行った後、税務当局から、税務行政の将来像2023、適格請求書等保存方式（インボイス制度）、税務相談に関する周知・広報、キャッシュレス納付の利用拡大、滞納の未然防止、電子帳簿保存法の改正、令和5年分確定申告、年末調整手続の電子化の促進及び申告書等控への收受日付印の押なつの見直しについての説明がありました。最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。



竹下会長の挨拶



土肥署長
(熊本西税務署)の挨拶

【出席者】

熊本法人会	会長以下	17名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	6名

2. 意見交換会における質問事項(抜粋)

【熊本法人会からの質問】～事業承継税制について～

事業承継税制により先代経営者から自社株の贈与を受け、その納税が猶予された場合において、先代経営者が亡くなり、相続が開始された際には、猶予された贈与税が免除されるとともに、贈与を受けた自社株は相続財産とみなされ、他の相続財産と合わせて相続税の課税対象となります。贈与を受けた自社株が、他の相続財産と合算されることで、相続税の累進課税により税負担が重くなると思いますが、制度について分かりやすく、計算例を示しているような資料はありますか。納税者としては、贈与税において事業承継税制の対象となった自社株は、そもそも相続税の課税対象外とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。



意見交換会

【税務当局の回答】

先代経営者から自社株の贈与を受けた後継者（2代目）は、「事業承継税制」を適用することで、贈与税の納税が猶予されます。この段階では納税が免除されるわけではありませんが、その後、先代経営者が亡くなった際には、猶予された贈与税の納税が免除されると同時に、先代経営者から贈与を受けた自社株を後継者（2代目）が相続したものとみなされ、他の相続財産と合わせて相続税の課税対象となります。

ただし、相続したものとみなされた後継者（2代目）が「事業承継税制」を適用することで、相

続税の納税が猶予されます。

更に、自社株を次の後継者（3代目）へ贈与又は相続することにより、猶予された贈与税又は相続税の納税が免除されると同時に、次の後継者（3代目）が「事業承継税制」を適用することで、その後継者（3代目）の贈与税又は相続税の納税が猶予されます。

なお、計算例等を示している資料は、国税庁ホームページにも掲載されています。

※「資産課税課情報第14号 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について（情報）」（令和2年7月7日）

事業承継税制は、相続により事業承継が行われることを前提としつつ、相続発生前に事業承継が進められるよう、贈与税の猶予制度も検討された経緯があり、相続が発生した際に、制度を適用して生前贈与した自社株を相続財産とみなして、あらためて相続税額を算出するような制度設計になっています。

今回のご意見につきましては、国税局にも伝えたいと思います。

役員研修会

開催日：令和5年11月29日（水） 場所：KKR ホテル熊本

1. 税務当局による講話

毎年、税務当局の幹部職員を講師にお招きし、役員研修会を開催しています。本年度は、熊本東税務署長の勝木弘文氏による「国税庁の使命」と題した講話でした。

当日は、親会の役員（理事・支部長）のほか、女性部会の部会長・副部会長が参加され、総勢51名の出席がありました。また、来賓及び講師として、熊本西・熊本東税務署と受託会社3社の幹部職員の出席（11名）があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

—講話の内容—

初めに、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という「国税庁の使命」と、その使命を果たすために5万6千人の国税職員が遂行すべき任務、そして、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションへの取り組みについてご紹介されました。

続けて、長年、国税局に勤務してこられたご自身の経験の中から、「資料調査課」が行っている調査事務についてお話しいただきました。

国税局の職員が行う「調査」については、なかなか拝聴できませんが、自宅の地下倉庫に巨額の現金が保管してあった事例や、全国で多発した「宗教法人を利用した不正計算」の事例など非常に興味深い内容を、ユーモアを交えながら講演されました。



竹下会長の挨拶



勝木署長（熊本東税務署）の講話



室賀支社長（大同生命保険）の説明

2. 受託会社（3社）による研修会ほか

勝木熊本東税務署長の講話に続いて、受託会社3社（大同生命保険、AIG 損害保険、アフラック生命保険）の幹部職員を講師に迎え、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、本年4月からスタートしました「福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン"challenge100"」の進捗と会員増強の説明がありました。

最後に、木下副会長（組織委員長）から、会員増強「想いを取り戻そう！10周年だ！ベスト10！」の取組状況と、「役員一人一社の入会案内」に対する協力について話がありました。



役員研修会

税務署だより

確定申告は マイナンバーカード×e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら



e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、

3人に2人が

e-Taxで申告しています!

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付



～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告はICカードリーダライタが不要です



次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

はじめよう！ ダイレクト納付！



ダイレクト納付とは・・・

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

※インターネットバンキングの契約は不要です。

メリット1
全て自宅や会社で納付が完了！

お出かけ不要

メリット2
納付日の指定ができて便利！

資金繰りの調整可能

メリット3
利用に当たり手数料は不要！

納税資金のみでOK

ダイレクト納付の操作方法を **YouTube** で御覧いただけます！

① ダイレクト納付利用のための事前準備 (2ステップ！)

事前準備 STEP 1 e-Taxの開始届出書の提出

e-Taxを利用するために必要な、利用者識別番号と呼ばれる「ID」を取得します。 ※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら
(YouTube)



事前準備 STEP 2 ダイレクト納付利用届出書の提出

ダイレクト納付で利用する金融機関の預貯金口座等を登録します。

※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら
(YouTube)



② 源泉所得税の徴収高計算書の作成～ダイレクト納付手続

e-Taxで源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信し、引き続き、ダイレクト納付の手続を行います。

簡単に徴収高計算書の作成と納付手続ができます！

詳しくはこちら
(YouTube)



熊本県県央広域本部・熊本市だより

不正軽油の防止、撲滅にご協力ください

「不正軽油とは？」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

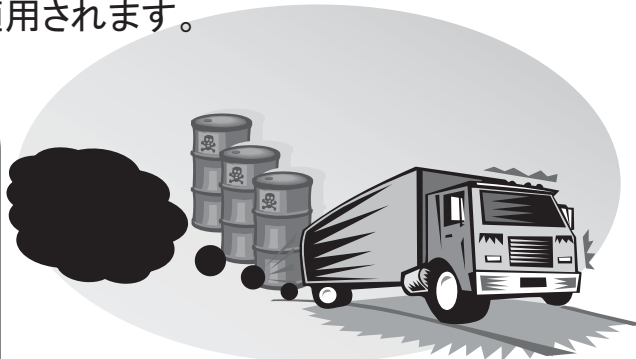
不正軽油は、悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなります。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。



身の回りでこんなことはありませんか？

- ・極端に安い値段で軽油を販売している
- ・不審なタンクローリーが出入りしている
- ・排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い

不正軽油撲滅のために情報を集めています。

不正軽油に関する情報は、熊本県県央広域本部総務部までお知らせください。

熊本県 県央広域本部 総務部 課税第一課

TEL：096-333-3223(直通)

FAX：096-333-3233



熊本市からのお知らせ



償却資産の申告は1月31日(水)までに！

令和6年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、法定申告期限の**1月31日(水)**までに、「償却資産申告書」を提出してください。申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送または電子申告(eLTAX)での提出にご協力をお願いします。

主な償却資産

- 構築物……………ビニールハウス、駐車場等の舗装、緑化設備、外構など
- 機械・装置……………太陽光発電設備、製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械など
- 車両・運搬具……………大型特殊自動車(ロードローラーなど)
- 船舶……………漁船、作業船、モーターボートなど
- 工具・器具・備品…エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

HPIはこちらから➡



マイナンバーの記入と本人確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告においてもマイナンバーの記入をお願いいたします。なお、申告書提出時に番号法第16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者・中小事業者を支援する観点から、適用期間を延長します。(適用資産・特例率の変更はありません。)

- 適用期間……………認定後～令和5年3月31日までに取得した資産
- ※認定申請については、経済政策課(096-328-2950)へお問い合わせください。

HPIはこちらから➡



(固定資産税課 096-328-2195)

地方税統一QRコードを活用した納税の開始について

令和5年4月から、「地方税統一QRコード(eL-QR)」を活用した納税が始まりました。全国の「eL-QR」対応金融機関等窓口、「地方税お支払サイト」を利用したMPN(マルチペイメントネットワーク)、クレジットカード払い及びスマートフォン決済アプリでの納税が可能です。キャッシュレス納付の詳細については「地方税お支払サイト」(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)をご参照ください。

対応税目

- 市県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

HPIはこちらから➡



(納税課 096-328-2204)

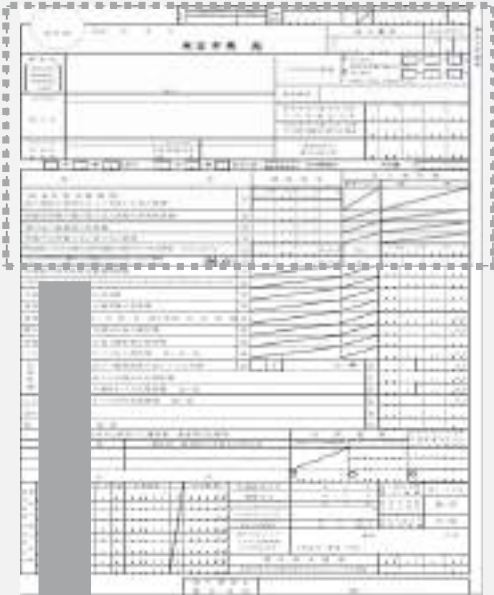
法人市民税の申告書記載方法について

法人市民税の第二十号様式の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」欄が未記載の場合、内容確認に時間を要し、納税証明書の発行の遅延等、行政サービスに影響を及ぼす場合があります。

正確な申告に基づいた適正で迅速な行政サービスの提供を実現するため、申告書ご記入の際は記載漏れのないよう、正しい記載にご協力をお願いいたします。

(市民税課法人課税班 096-328-2173)

法人市民税申告書 (第20号様式)



受付印 熊本市長 宛 年 月 日		法人番号 申告年月日	第二 十 号 様 式
所在地 <small>(本所所在地等の場合は 本店所在地と別記)</small> (〒)	この申告の基礎 1. 法人税の の修正申告書の提出 () 年 () 月 () 日 2. 法人税の の課税、減税、戻付額による () 年 () 月 () 日	事実欄 課税年度の資本金の額 又は出資金の額 前年度末の資本金の額 及び日本国製の割合の算 出	
(ふりがな) 法人名	代表者 氏 名	(ふりがな) 経理責任者 氏 名	課税年度の 資本金等の額
年 月 日から	年 月 日までの	事業年度又は 連結事業年度 の市民税の	申告書
① (用途別課税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	課税総額	法人税額額 税率(%)	税 額
② 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
③ 戻付法人税額等の控除額			
④ 退職年金等積立金に係る法人税額			
⑤ 前年度末の資本金の額又は前年度末の出資金の額 ①+②-③+④	000		
⑥ 以上の⑤に②③④を乗じた額又は前年度末の資本金の額又は前年度末の出資金の額 ①×⑥	000		

必ず記載してください。

令和6年度税制改正要望

税制委員長
梅 元 昭 宏

第39回法人会全国大会「群馬大会」（令和5年10月18日高崎芸術劇場で開催）において、「令和6年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言は、全国単位会、県連、全法連の各税制委員会で協議されまとめられたものです。決議された要望事項は、政府や国会などへの強い働きかけにより法人税制の改革が実現させるなど、これまでも大きな成果を上げています。

当会におきましても、熊本市・熊本市議会・熊本県選出の国会議員への働きかけを行います。

令和6年度税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存

在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。
- 児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めているかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、

政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。
- #### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継が円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地

域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は大胆にスリムするとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題への対応
- 3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法廷相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても

併せて検討することが必要である。

- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

- (3) 電子申告

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず現世代で解決を！

- 企業への過度な保険料負担を抑制し、

経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

- 経済再生には中小企業の力が不可欠。

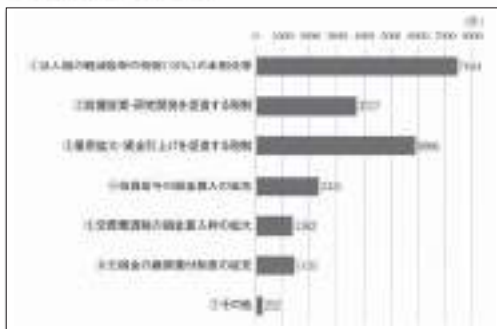
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。

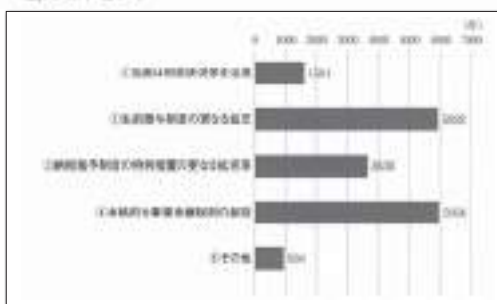
本格的な事業承継税制の創設を！

令和6年度税制改正に関するアンケート（有効回答総数：12,307名）

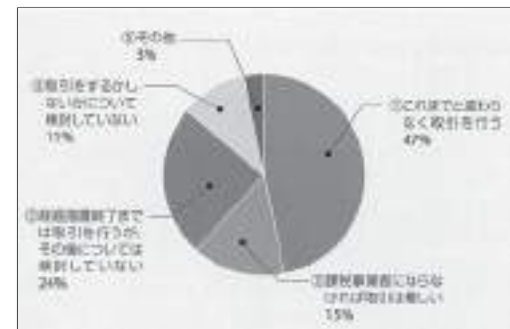
Q1 中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、2つ以内で選んで下さい。



Q2 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。



Q3 インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください。



Q4 インボイス制度導入に際し、懸念される点を2つ以内で選んで下さい。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日
全国法人会連合 全国大会

要望活動の実施

令和5年11月20日（月）、梅元税制委員長は、木原稔衆議院議員、吉田宣弘衆議院議員、西野太亮衆議院議員の各事務所に提言書を持参し、口頭でも税に関する要望事項説明を行いました。11月22日（水）には、榎木税制副委員長が熊本市役所を訪問し、大西一史市長（代理 真辺博行税務部長）、田中敦朗市議会議長に「令和6年度税制改正に関する提言書」を手渡し、要望を伝えました。

梅元税制委員長は、以前から熊本法人会が要望していた「地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生していることなどを踏まえた被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある処置」について「令和5年度税制改正に関する提言書」に織り込まれ、雑損控除の改正につながったことや、これをきっかけとして、今後も繰越年数の延長など被災者の立場に立った適切な支援につながるような実のある要望に努めたいと力説されました。



木原稔事務所



吉田宣弘事務所



西野太亮事務所



熊本市 真辺税務部長



熊本市議会 田中議長

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

税金落語

開催日：令和5年11月7日（火）
場 所：熊本市立江原中学校
参加者：272名（全校生徒）

開催日：令和5年11月7日（火）
場 所：山都町立矢部中学校
参加者：185名（全校生徒）



江原中学校での税金落語



ワークショップ（うどんの食べ方）



矢部中学校での税金落語



三遊亭鉄瓶さんにお礼の言葉

落語家の笑福亭鉄瓶氏による「税金落語」を開催しました。落語という笑いを通して、固いイメージの税金が、柔らかく解され、税金の必要性を改めて知る機会となったようです。生徒の皆さんは、落語の「落ち」を理解した上で、税金の使われ方などを織り込んだ落語に聞き入っていました。また、数名の生徒の皆さんと先生が壇上に登り、落語家の手解きを受け、扇子を使った「うどん」の食べ方のワークショップもありました。落語終了後の生徒代表の挨拶では、「税に興味を持った」「税金の種類を知りたい」「税の使われ方に興味を持った」等のコメントが発表されました。

特別セミナー「インボイス制度に関する説明会」の開催

開催日：令和5年9月5日（火）・11日（月）の2日間
時 間：各日とも、10時30分～、13時30分～、15時30分～計3回開催。2日間で6回開催。
場 所：熊本城ホール 会議室 B2-3
受講者：9月5日：60名、9月11日：53名 合計113名

熊本西・熊本東税務署の法人課税部門の統括国税調査官を講師に招き、説明会を開催しました。適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の概要のほか、適格請求書の記載事項・記載の留意点、売手や買手の留意点などの説明がありました。インボイス制度が始まる直前の説明会という

ことで、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかなど、受講者の方々から、細かな質問も出ました。



研修会の様子

熊本西税務署 法人課税部門
森田統括官

研修会の様子

熊本東税務署 法人課税部門
岩本統括官

特別セミナー「年末調整説明会」の開催

開催日：令和5年10月26日（木）、10月27日（金）の2日間
時 間：10月26日は9時～、27日は10時00分～、14時00分～ 2日間で3回開催。
場 所：くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール
受講者：10月26日：56名、10月27日：119名 合計175名

税務署主催の年末調整説明会が開催されなかったことから、熊本法人会主催の説明会を開催しました。熊本西税務署の法人課税部門の統括国税調査官及び熊本市税務課の職員を講師に招き、くまもと県民交流館パレアで開催しました。受講者の方々から、各種控除等を受けるための所得要件や記載方法など、良く理解できたとの感想が聞かれました。



年末調整説明会の様子



年末調整説明会の様子

令和5年度 熊本西・熊本東税務署長納税表彰式

受彰名 熊本西税務署長納税表彰
 受彰日 令和5年11月15日(水)
 会 場 熊本西税務署
 受彰者 田上 洋一(理事)氏
 田邊 由子(理事)氏

受彰名 熊本東税務署長納税表彰
 受彰日 令和5年11月10日(金)
 会 場 熊本東税務署
 受彰者 阪本 憲市(常任理事)氏



表彰状の授与



表彰状の授与



表彰状の授与



竹下会長、阪本常任理事、勝木署長



出田副会長、田邊理事
田上理事、土肥署長

多年にわたって申告納税制度の発展と納税道義に貢献された方々に対して感謝の意を表す式典として、本年度も熊本西・熊本東税務署長納税表彰式が行われました。当会からは、田上理事、田邊理事、阪本常任理事が受彰されました。また、国税庁長官納税表彰として、木下修氏が、熊本国税局長納税表彰として、安武洋一郎氏(副会長)が、受彰されました。

第36回 小・中学生の税の作品展(熊本西税務署管内)

主 催 熊本西地区税務関係団体長連絡協議会
 後 援 熊本西税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
 応募総数 4,193点(習字3,368点、標語285点、ポスター75点、作文465点)
 入賞者数 96点(習字・標語・ポスター各27点、作文15点)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、上通りアーケード街に展示されました。



税の作品展



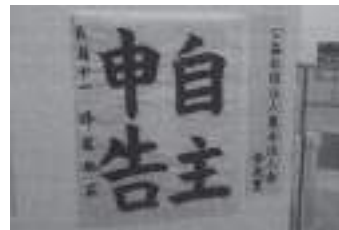
税の作品展



熊本法人会長賞(標語の部)



熊本法人会長賞(ポスターの部)



熊本法人会長賞(習字の部)

令和5年度 中学生の税の作品展(熊本東税務署管内)

主 催 熊本東地区税務関係団体長連絡協議会
 後 援 熊本東税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
 応募総数 952点(習字242点、標語470点、ポスター33点、作文207点)
 入賞者数 44点(習字 9点、標語 5点、ポスター14点、作文 16点)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、イオンモール熊本内に展示されました。

第21回 税金クイズ大会&ロアツソサッカー教室

開催日 令和5年10月14日(土)
 時 間 9時30分～11時30分
 開催場所 桜木ふれスポパーク
 参加者 40名(保護者除く)
 低学年：22名、高学年：18名



サッカー教室参加者

熊本市及び上益城郡内の小学生を対象に、税金クイズ大会とロアツソサッカー教室を開催しました。税金クイズ大会のクイズ問題は三択とし、予め子ども達に「1～3までの番号札」を配布して、正解と思う番号札を上げるということで10問のクイズに挑戦してもらいました。10問の出題に対して、8問正解者が2名、7問正解者が4名と、なかなかの高成績でした。税金クイズで頭を使った後は、①小学生1～3年生、②小学生4～6年生の2つのクラスに分けて、ロアツソ熊本のインストラクターからサッカーの基礎を学びました。子ども達は、芝が敷き詰められたサッカー場いっぱいを使って、元気よくボールを追いかけていました。



税金クイズの様子



税金クイズの様子



税金クイズの様子



サッカー教室の様子

第19回 小・中学校の税金クイズ大会&バスケットボール教室

開催日 令和5年11月25日(土)
 時 間 9時00分～12時00分
 場 所 熊本県立総合体育館 サブアリーナ
 参加者 小学生：31名 中学生：19名



熊本西税務署・土肥署長のあいさつ

熊本西地区税務関係団体長連絡協議会主催で、小・中学生を対象に「税金クイズ大会&バスケットボール教室」を開催しました。前半90分は小学生、後半90分は中学生に分けて実施しました。クイズ問題は、「3択問題」を採用し、正解数を競う全員参加型でクイズを進めました。問題を読み上げるのは熊本ヴォルターズの法人営業部の部長に、また、回答と解説は、熊本西税務署の税務広報聴官に依頼しました。子ども達は、クイズで税の大切さを学んだ後、熊本ヴォルターズのコーチの指導を熱心に受けながら、バスケットボールを楽しんでいました。



税金クイズの様子



バスケットボール教室の様子



バスケットボール教室の様子

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

令和5年度 秋の特別講演会開催

開催日	令和5年10月13日(金)
時間	13時30分～15時00分
場所	熊本ホテルキャスル
参加者	233名

医療ジャーナリストの鳥集徹氏を講師に招き「医者が言わない薬の真実」というテーマで講演会を開催しました。

－ 講演概要 －

皆さんはどんな薬を飲んでいますか？ 血圧を下げる薬、コレステロールを下げる薬、インスリン注射又は血糖を下げる薬、不整脈の薬、血をサラサラにする薬、胃食道の薬など、たくさんの薬があります。

なぜ、薬を飲むのでしょうか？ 「数字が下がった、やったー」と、これで喜んではいけません。なぜ、血圧、コレステロール、血糖値の数値を下げる必要があるのか、数値を下げるためだけではダメなんです。薬を飲んで、心筋梗塞、脳卒中を防げたでしょうか。薬を飲んで、長生きができたでしょうか。

コレステロールを下げる薬の効果、虚血性心疾患発生率をどう見るか、スタチンの評価をどうみるかということが大事なんです。「スタチンを飲むと発症リスクが約30%減少した」という統計がありますが、これをどう見るか、100人当たりの虚血性心疾患の発生数、100人のうち3人発生した状況から、薬を飲んだ結果、100人のうち2人になったと、100人のうち、服薬によって、3人が2人になったということなんです。

薬は5種類まで。多剤服用がよくない理由は、①年を取るほど、肝機能、腎機能などが落ちて、薬の成分が残りやすい、②薬が多くなると相互作用で副作用が強くなり、かつ複雑になる、③副作用を「病気」と誤解され、さらに薬が増える、複数のお医者さんにかかるほど、多剤服用になりやすい、このようなことがあげられます。

減薬にチャレンジしましょう。①信頼できる、かかりつけ医を一人決めて、②一緒に相談して薬の優先順位を決める、③優先順位の低い薬は少しずつやめていく、④医療に頼り過ぎず、自分の生活を大事にする、⑤薬ゼロを目指す、そういう姿勢が大事です。実際に薬ゼロの高齢者はいます。また、例えば、新型コロナウイルスの薬など、新薬に飛びつかないことも大切です。

最後に、私が考える「信頼できる、かかりつけ医7か条」を話します。①「すぐ検査」ではなく、しっかり問診や触診をしてくれる、②薬が不必要と判断したときは処方箋を出さない、③薬を出す前に、生活習慣の見直しを提案してくれる、④多剤服用の患者には減薬を提案してくれる、⑤薬を出す場合でも、新薬より実績のある薬を優先してくれる、⑥専門医が必要なときには、一番信頼する医師を紹介してくれる、⑦患者に寄り添って、「手当て」をしてくれる、以上です。

皆さん、今からでも減薬にチャレンジしましょう。



講師：鳥集徹氏



秋の講演会の様子



秋の講演会の様子

第21回 県庁銀杏並木ライトアップ（点灯式）

点灯式	令和5年11月1日（水）
期間	令和5年11月1日（水）～同年11月30日（木）
時間	18時00分～21時00分（毎日）
場所	県庁正門プロムナード
参加者	110名（点灯式）



秋の風物詩となっている県庁銀杏並木ライトアップは、平成15年から開始し、21回目を迎えました。11月1日の点灯式は、出田副会長の挨拶に始まり、ハーモニカ二重奏の生演奏を行いました。静かに灯る34基の水銀灯の中で、懐かしい曲から身近な曲まで集まった人たちの心に響き渡るように、ミニコンサートは「光と音」のファンタジーを描いてくれました。



県庁銀杏並木ライトアップ（ハーモニカ演奏）

稲刈り体験

開催日	令和5年10月29日（日）
時間	9時00分～15時50分
開催場所	西区花園・柿原（柿原自然農園）
参加者	午前の部：38名 午後の部：44名



稲刈りの様子

自然を学ぶ体験（事業）として、「NPO 法人コロボックル・プロジェクト」と共催し「稲刈り体験」を実施しました。自然豊かな柿原自然農園の田んぼ（通称名：コロボックル田んぼ）において、子ども41名、大人41名が参加し、スタッフの適切な指導で、鎌を持って稲を刈り、稲を束ねて用意された竹竿に天日干ししました。田んぼでは、6月に田植えをした「うるち米ともち米」の稲が黄金色に輝き、子どもたちの収穫の時を待っていました。子供新聞に開催案内の広告を出し募集したところ、たくさんの申込みがありました。小さな、かわいい田んぼでしたが、ケガのないように十分気を付けながら、稲刈りと天日干しを楽しみ、休憩時には虫取りに走り回るなど、秋の日差しの下で、参加した皆さんは、心地よい汗を流し自然を楽しんでいました。



稲刈りの様子



稲刈りの様子



掛け干しの様子

「敬老の日」に管内の老人ホーム等に花かごの寄贈

開催日 令和5年9月18日（月）
 寄贈施設数 中央区：11施設、西区：15施設
 東区：16施設、南区：11施設
 北区：16施設、上益城郡：11施設 計80施設

新型コロナウイルス感染症は5類感染症となりましたが、管内の福祉施設での慰問コンサートの開催は見送りとなりました。そこで、今年も、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の80施設に「花かご」を寄贈しました。多くの施設から、感謝の気持ちが伝わるハガキや封書が届きました。



～施設からのお礼状～



青年部会だより

租税教育活動「夏休み移動教室（皆で学ぼう zei!）」

開催日：令和5年7月28日（金） 開催場所：城彩苑・熊本城

参加者：64名：32名（小学校4年生～6年生）、22名（青年部会員ほか）

今回、租税教室のテーマを「税の役割と理解」「選挙を通じた主権者意識向上」としました。まず、城彩苑で買い物体験をした児童に、商品代金の他にレシートに記載されている消費税に関心を持たせることから授業を始めました。また、初対面の児童の緊張をほぐすため「くまモン登場」によるアイスブレイクの時間を設けたほか、税金クイズに関しても、部会員が知恵を出し合って体験型イベント「ライフリテラシーゲーム」に変更し、児童の学習意欲が途切れないよう努めました。その甲斐あって、児童は消費税など税に対する関心が深まり、積極的に自分の意見を発表し、お互いがディスカッションする相乗効果が生まれました。

税の学習をした後は、専属ガイドの方と一緒に、熊本城の復興の様子を見学し、復興には税金が欠かせないことを実感させることができました。



【くまモンと触れ合う様子】



【城彩苑：買い物体験】



【ライフリテラシーゲームの様子】

第33回青年の集い in 八代大会

開催日：令和5年9月8日（金）

開催場所：八代ホワイトパレス 参加者：25名

八代地方法人会青年部会の主管による「結（ゆい）～県下に広げよう！県南での出会い～」をテーマに開催されました。当部会は租税教育活動プレゼンテーション発表において「優秀会」となりました。令和6年2月22日（木）南九青連協「第24回青年の集い in 熊本大会」租税教育プレゼンテーションへ熊本県代表として発表します。



【八代大会参加者】



【プレゼン発表者：榎木委員長】

令和5年度「清掃活動」

開催日：令和5年10月23日（月）

開催場所：びぶれす広場 参加者：41名

コロナ禍の影響で中止していた社会貢献活動の一環である「街中清掃活動」を5年ぶりに開催しました。オプザバーも多数参加され、部会員増強に結び付くことに期待しています。当日は、ライトアップコンサート決起大会も開催され、部会員と演奏者が一緒になってコンサートの成功を誓いました。



【清掃活動参加者】

令和5年度「特別講演会」

開催日：令和5年11月7日（火）

開催場所：パレアホール 参加者：99名

元プロサッカー選手・元日本代表の佐藤寿人氏を招き、「組織を導くリーダーシップ～組織力を最大限に生かすリーダーとは～」をテーマに講演会を開催しました。



【講師：佐藤寿人氏】

女性部会だより

震災ミュージアム「KIOKU」と高森高校「まんが学科」見学バスツアー

開催日：令和5年10月3日（火）

場 所：熊本地震震災ミュージアム「KIOKU」、熊本県立高森高校、山村酒造・阿蘇まるきち醤油

参加者：28名

今年7月15日にオープンした熊本地震震災ミュージアム「KIOKU」と公立高校で全国初となる高森高校の「まんが学科」を見学するバスツアーを行いました。

平成28年の熊本地震から7年が経ちましたが、熊本地震震災ミュージアム「KIOKU」に一步足を踏み入れた時から、4月16日の最大震度7の記憶が蘇りました。施設内の展示物を見て、熊本地震の被災の大きさ、その発生のメカニズムを目の当たりにし、災害から身を守るための防災の大切さを学びました。また、バス移動中の車窓から阿蘇大橋の崩落した橋の一部が峡谷に引っかかる形で残っている様子が見え、自然災害の規模の大きさを改めて感じました。また、高森高校が今年新設した「まんが学科」では、教室にパソコンをはじめ、デジタル作画の最新機器や放映機材が並ぶ中、マンガ制作に真剣に打ち込む生徒の姿が印象に残りました。この2カ所が目的地でしたが、阿蘇の大自然の中で生まれたお酒や醤油を買い求めて、山村酒造・阿蘇まるきち醤油にも立ち寄りしました。

昼食は、阿蘇草千里のレストラン「DouceNucca（ドゥースヌッカ）」で、阿蘇の広大な草原で育った赤牛のステーキを堪能しました。赤牛肉は、赤身と脂身も程よくあって、柔らかく旨味が凝縮していました。また、バスの添乗員さんのテンポ良いガイドに車内は笑い声が絶えず、「見て」「食べて」「聴いて」を共有することで、女性部会員の親睦も深まり充実した1日となりました。



集合写真



高森高校



山村酒造

第19回 熊本県女性の集い(玉名大会)

開催日：令和5年10月24日（火）

場 所：ホテルヴェルデ

参加者：22名

第19回熊本県女性の集い玉名大会が、「～輝かしい未来は、女性の視点から～めざします企業の繁栄と社会への貢献」と題し、荒尾市のホテルヴェルデで開催されました。

公開講演会では(株)セレンの井上幸氏の講演、「新たな人間関係をつくり、組織を元気に」をテーマに会社組織の雰囲気づくりの大切さを分かり易く解説されました。



講師：井上 幸 氏



集合写真



集い風景

第15回 税に関する 絵はがきコンクール

熊本県法人会連合会主催の小学5～6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」に当会は共催しています。平成20年から始まった同コンクールは、今年で15回目となり、熊本西・東税務署管内（以下は管内という。）の54の小学校から4,000点の作品の応募がありました。この作品数は、過去3年間では最も多い応募数であり、女性部会員の皆さんの小学校への熱心な働き掛けのほか、小学校に同コンクールが、徐々に根付いた嬉しい証となりました。

選考会

税に関する絵はがきの「絵」に関しては、税金で造られている学校の校舎などの建物や施設、税金で購入された物品、税金が使われている仕事などをテーマとしています。本年度は、応募はがきを夏休み前には管内殆どの小学校に配布し9月末を締切としました。

10月11日、4,000点の作品を前に、女性部会員の役員と税制委員会のメンバー及び熊本西・東税務署の幹部職員のほか、絵画講師が審査員となり、厳正なる選考を行いました。選考された作品の中から、最優秀賞、熊本西及び東税務署長賞、女性部会賞、優秀賞、法人会賞の140点を選定しました。



選考風景



選考風景



講評：竹田津先生

税務研修会・交流会

開催日：令和5年12月5日（火）

場 所：ホテル熊本テルサ 参加者：45名

毎年12月に税務研修会を開催しています。本年度は、熊本東税務署法人課税部門の岩本統括国税調査官を講師に招き「税務職員の誕生」というテーマで研修会を開催しました。

講話の内容については、税務署の仕事から少し視点を変えて、税務職員の研修機関である「税務大学校」で行われている国税職員が受講する研修についての紹介がありました。特に、国税職員に採用されて、直ぐに行われる新人研修については、どのように税法や国税職員としてのスキルを身に付けていくかという「国税職員としての成長」の話をお聞きすることができました。

研修会後の交流会では、税制・広報委員会の皆さんのアトラクションの披露やお楽しみ抽選会などを行いました。閉会前に、シンガーソングライターのKANさんが作詞・作曲した「愛は勝つ」を全員で合唱し、楽しい交流会で幕を閉じることができ、女性部会のこの1年の活動を締めくくる良い機会となりました。



講師：岩本 統括国税調査官



研修会風景



交流会風景

によってもコミットしてもらえないのです。

多くの方は、リーダーに『こう決まったからやってくれ』と言われるよりも、自身も立案プロセスに参画したほうが、実行プロセスへのモチベーションが高まるのではないのでしょうか。会社を変えられるリーダーはビジョン立案時から多くの人々を巻き込もうとします。

会社を変えられるリーダーは、むやみやたらに会社を変えようとはしない

会社には長年の経営によって染みついた常識と習慣、すなわち、ある意味「癖」とも呼べるものが存在します。

会社の中に行くと気づきづらいのですが、私たちのように日々異なる会社に訪問する者には容易に気づくことができるものです。役員の意思決定が非常に慎重だとか、従業員の皆さんが自由闊達に議論するなどか、皆が励まし合っているな、といったその企業

に特有の常識や習慣などに気づくわけです。

会社の変革期には若手のリーダーが現れ、現状を打破しようとするものです。血気盛んなのは良いのですが、これまでに培った風土をむやみやたらに壊そうとしたのでは、会社の成長・発展に貢献してきた人々の共感を得ることはできません。

改革までに若干の時間的余裕があるのならば、慎重に、最初は少しずつ、相手の納得を得ながら賛同者を増やしていくことも重要でしょう。

怖いのは、むやみやたらに変革しようと動いた結果、これが打ち砕かれ、社員の中に『何を提案しても無駄』『改革など無理』といった無力感が生まれ、風土化してしまうことです。

会社を変えられるリーダーは、風土の問題を慎重に扱います。

会社を変えられるリーダーは、失敗を許容する

実際の企業変革テーマとしては『新規顧客の開拓』、『新しい営業地域の開拓』、『生産性10%向上』、『新人事システムの導入』などの革新的な課題が掲げられます。

すなわち、会社を変えるための活動は失敗確率が高い上、慣れない仕事のため抵抗感が伴います。

また、前に進むたびに乗り越えなければならぬ壁に遭遇する上、成果が出るまでにはかなりの時間とコストがかかります。

この時、ルーティン・ワークと同じように『失敗』をとがめられた部下たちが再度チャレンジしようとはしないはずで。

リーダーは計画段階から『失敗』が起こることを予期し、コストや時間を見積り、その上で周囲の理解を促さねばなりません。

会社を変えられるリーダーは『してはいけない失敗』と『チャレンジによる失敗』を見極め、後者についてこれを許容し、そしてむしろこれを促進します。

会社を変えられるリーダーは、部下を有能な貢献者と見なし、その力を引き出す

我が国の組織は上意下達型が多かったと言えます。

しかし現在の環境変化の速度は速く、AIやIoTの知識を始め、求められるスキルも広範かつ難解なものになっていきます。

これを一人のリーダーがこなすのは現実的ではなく、チーム力を発揮させることが求められます。

すなわち、部下を『リーダーが決めたことをやり遂げるための手段』と位置付けるのではなく、『有能な貢献者』と見なし、その力を引き出す必要があるのです。会社を変えられるリーダーは、部下たちの適性や長所を見極めつつそれぞれに貢献を求め、これを一つの力にまとめます。

会社を変えられるリーダーは、信頼関係を大切にします

部下の力を引き出すためには、能力だけを見極める

のでは足りません。部下が力を発揮したいなと思えるよう、感情面への配慮も必要です。

これには上司への信頼や組織への信頼が不可欠です。まずはリーダーが部下を信頼します。

その上で、部下からの信頼を得られる言動を心がけねばなりません。さらには、組織内の信頼関係が揺らいだ時にはそこに介入するとともに、普段から組織の信頼関係が醸成されるようコミュニケーションを促進し、円滑に協働がなされるよう役割や人間関係を調整しなければなりません。

会社を変えられるリーダーは、目に見えない信頼関係を大切に扱います。

以上のように、会社を変えられるリーダーの在り方及びやり方は、従来の調整型マネジャーのものとはずいぶん異なっていると言えます。

リーダーの皆様には、セミナーや書籍等を活用してもう一度学びなおすことをお勧めします。

環境変化に適応し、企業変革を成功させよう！

会社を

変えられるリーダーと
変えられないリーダー

大野コンサルティング 代表
中小企業診断士 大野 敬浩
社会保険労務士

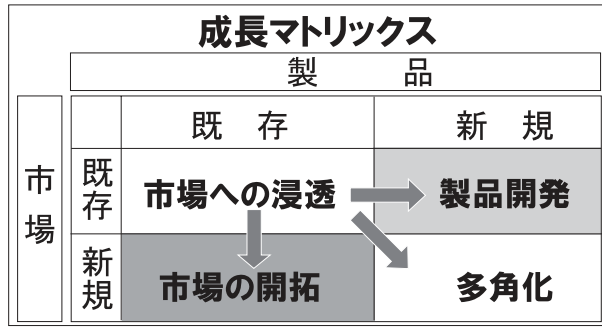
コロナ禍が終わり、街には活気が戻ってきました。

主要駅では外国人旅行者が多数見られるようになり、またし、各地の観光地はにぎわいを取り戻しています。今後はそれぞれの会社が環境変化に適応し、成長・発展を図りたいものです。

ところで、企業の成長・発展を図るための基本的方向を説いたものにI・アンゾフ博士の成長マトリクスがあります。古典的ではありますが、現代においても示唆に富むものと言えます。

(下図) 成長マトリクス

現在の事業あるいは製品・商品を取組む市場にまだまだ浸透させ、成長が期待できるならばこれを徹底しなければなりません(左上 市場浸透戦略)。



長之余地が少ないとなれば右上(新製品開発戦略)あるいは左下(新市場開拓戦略)に進むべきです。

右上は現在取組む市場に対して新たな事業・製品・商品を開拓します。

市場において会社のブラ

ンドが浸透しているのならば、成果を出すのにそれほど長い時間はかからないでしょう。

左下は現在の事業・製品・商品を他の市場に展開しようとするものです。

地域、顧客層が変わりやすから浸透には少し時間がかかるかもしれません。最後に右下は新たな事業を展開すること(多角化戦略)になります。現在の事業が一部重なる関連多角化と全く無関係の無関連多角化があるでしょう。

後者の方がリスクが高いのは言うまでもありません。

4つの象限のそれぞれに課題は存在しますが、特に左上以外の3象限において成功を収めるためには、これを推進するリーダーの存在が不可欠です。

これらの展開には、『業務を回す』と称されるような安定的な世界とは異なる視点・思考・ノウハウが求められるのです。

以下に6点、これを実行できる、すなわち会社を変えられるリーダーと変えられないリーダーの特徴について述べたいと思います。

会社を変えられるリーダーは、強みと機会を見つける

SWOT分析は企業の外部で起こる事柄からチャンスとピンチを探り、企業の内部における強みと弱みを見つける分析手法です。

企業を危機に陥れるピンチはもちろん避けたいし、弱みがあればこれを補強したいと思つて当然です。

しかし弱みをいくら補強しても競合他社に追いつくのが限界であることが多く、これでは企業を変えるような特徴を出すには至りません。

会社を変えられるリーダーは弱みにはある程度目をつぶって、常に企業の強み

探しを行い、大きなピンチだけは最低限避ける行動を取りながら、強みを活かせるチャンスはないかと外部に目を光らせます。

会社を変えられるリーダーは強みと機会の重なりを常に見つけようとしています。

会社を変えられるリーダーは、ビジョン立案時にメンバーを巻き込む

会社を変えられるリーダーは一人でできることなど、たかが知れているとよく理解しています。

このため、多くの人を巻き込もうとします。特に企業変革において大変重要なポイントとなる、将来目指すべき企業のあるべき姿と伝えるビジョン立案時にメンバーを巻き込もうとするのです。

議論自体に参加してもらうことは難しくとも、少しの工夫で立案プロセスに参加してもらうことは可能です。

例えば、アンケートの実施や、役職や職種等の制限なく提案を受け入れること

支部だより

支部	事業内容	開催日	場所	参加人数
流通団地	2022年度流通団地支部会議	7月6日	熊本市流通情報会館	19名
春日	支部役員会「会員増強について」他	7月7日	田崎 十徳や	5名
一	役員会「支部活動報告・今後の支部活動について」他	7月12日	いけす割烹胡丁	10名
二	せんばミニパーク花植え運動(20日間位で数回に分けて施工)	7月13日	せんばミニパーク	6名
向山	役員会(令和4年度活動報告・令和5年度計画等)	7月14日	エルセルモ熊本	8名
天明	令和5年度第2回支部幹事会	7月21日	熊本市天明商工会	8名
一新	地域貢献 新町地藏祭り	7月24日	せんばミニパークにある地藏	55名
流通団地	7月度「熊本元気塾」	7月28日	熊本市流通情報会館	81名
春日	春日ぼうぶら祭り	8月5日	熊本駅川口アミュ広場	3000名
川尻	川尻精霊流し及び花火大会	8月15日	加勢川左岸	3000名
河内	夏祭りかわち2023・河内納涼花火大会	8月16日	河内温泉港一帯	12名
天明	夏祭りだヨ! 全員集合 天明で作る。夏の思い出。	8月19日	天明体育館前駐車場	10名
北部	役員会「支部役員について」他	8月22日	北部商工会会議室等	8名
流通団地	8月度「熊本元気塾」	8月23日	熊本市流通情報会館	60名
川尻	夏だ! 夜市だ! 川尻わっしょい! 2023	8月26日	加勢川河川敷	3000名
白坪	白坪支部役員会	8月29日	魚良	13名
流通団地	9月度「熊本元気塾」	9月8日	熊本市流通情報会館	76名
向山	第41回熊本法人会向山支部活動報告会及び研修会・懇親会	9月8日	エルセルモ熊本3F会議室	15名
流通団地	第16回流通情報会館バザール2023 流回まつり	9月16日・17日	熊本市流通情報会館	17000名
支部長会	1・3・4地区合同支部長会「第13回健軍灯路秋まつり」ほか	9月20日	青柳	10名
天明	令和5年度 第3回支部幹事会	10月12日	ふたば館	10名
南熊本・秋原	南熊本教室 講演と観月の夕べ	10月19日	㈱岩永組2階大会議室	75名
渡鹿	健軍灯路秋まつり	10月21日	健軍小学校校庭	100名
甲佐町	甲佐町支部幹事及び一般役員合同会議	10月25日	守口屋	17名
御船町	御船町支部幹事会	10月25日	ほとと村	11名
向山	向山支部・向山繁栄会合同ボウリング大会	10月27日	ナムコワンダーシティ	28名
山都町	上益城地区支部合同研修会	11月7日	本さつまや	36名
高平台	熊本法人会 高平台支部 親睦会	11月9日	大劇会館、レストバー☆スターライト	17名
五福	風流街浪漫フェスタ2023	11月12日	五福地域開発センター・細工町通	10000名
流通団地	流通団地クリーン大作戦	11月15日	流通団地周辺	300名
流通団地	11月度「熊本元気塾」	11月15日	熊本市流通情報会館	72名
御船町	商工感謝祭	11月19日	おまつり広場	200名
江津・出水	画図ロックフェス in 収穫祭	11月26日	画図小学校グラウンド	500名



夏だ! 夜市だ! 川尻わっしょい! (川尻支部)



ボウリング大会 (向山支部)



夏祭りだヨ! 全員集合 (天明支部)



南熊本教室 (南熊本支部・秋原支部)



新町地藏祭り (一新支部)



幹事・一般役員合同会議 (甲佐町支部)



春日ぼうぶら祭り (春日支部)



健軍灯路まつり (渡鹿支部)



熊本元気塾 (流通団地支部)

事務局だより

新規加入法人

ご加入いただき有り難うございました。

(R5.7.1~R5.11.25 54社) 敬称略

法人名	所在地	代表者名	業 種	支部名
(株) 美奈	中央区新市街	守山 徹	飲食業	城 東 第 2
(株) LGC 熊本	中央区京町	藤座 一華	不動産・飲食業	垂 川
(株) S-BRAIN	中央区坪井	西山 崇	サービス業(ジム運営)	垂 川
(株) クマモトコレクション	中央区坪井	西山 崇	広告業	垂 川
(株) 唯信工業	北区清水新地	稲森 哲夫	建設業	清 水
(株) B I G 1	西区池亀町	江藤 大輔	サービス業	池 田
(同) にぎわい屋	西区島崎	松本ひろ子	サービス業(総合司会)	城 西
銀杏開発(株)	北区津浦町	村田 智仁	不動産・建設業	高 平 台
(株) 吉平物産	西区城山大塘	吉平 拓和	卸売業(食品)	西 部
VERTEX(株)	西区城山下代	藤田 浩介	通信業	西 部
(株) マキノ塗装	北区四方寄町	牧野 浩二	建設業(塗装)	北 部
(株) 新光組	南区富合町小岩瀬	田代 貴裕	建設業(土木)	富 合
(有) 島田ボデー工場	南区富合町小岩瀬	島田 武徳	サービス業(自動車整備)	富 合
(同) 明京	中央区九品寺	山口 明義	サービス業(福祉)	九 品 寺
(株) HIGO 電工	中央区八王寺町	赤星 輝充	電気工事業	萩 原
(株) 鳥井	中央区八王寺町	鳥井 博秋	卸売業(塗料)	萩 原
(医) 杉村会杉村病院	中央区本荘	杉村 勇輔	サービス業(医療)	本 荘
(株) 粹華設計	中央区国府	内野 哲也	建設業	白山大江国府
(株) 令和興産	中央区新大江	緒方 義明	不動産業	新 大 江
(株) スカイ	中央区青山	清田 沙織	サービス業(保険代理店)	保 田 窪
twenty-two(同)	中央区青山	益田 祐里	小売業	保 田 窪
九州トータルプランニング(有)	中央区水前寺	岡田 香美	飲食サービス業(給食受託)	水前寺1・2
(株) DEXEZ	中央区水前寺	溝口 勝大	小売業(通販)	水前寺1・2
(株) 電研	東区画図町大字下無田	山口 良太	建設業	江 津・出 水
Land_Schaft(株)	東区湖東	富永 文雄	不動産・サービス業	健 軍
(株) エム・アール・エフ	東区山ノ神	星 繁行	建設業	西・東 健 軍
(株) ジェリエル	東区若葉	橋爪 博則	小売業(インテリア)	若葉・泉ヶ丘
(株) ものづくりプラス	東区秋津町秋田	杉野 久子	労働者派遣業	花 立
T M断熱工業(株)	益城町大字広崎	辻本 昭一	建設業(熱気塗施工)	益 城 町
ティ・エイチ・ティ・コーポレーション(株)	益城町大字平田	山部 多米子	不動産業	益 城 町
(株) アシスト	嘉島町上仲間	宮崎 孝博	建築・卸売業(土木・資材販売)	嘉 島 町
(株) 建翔	嘉島町大字北日木	山口 茂	建設業	嘉 島 町
(株) 公心企業	嘉島町鯉	守田 公樹	建設業	嘉 島 町
(株) ICRP・JAPAN	御船町大字木倉	齊藤 美治	専門サービス業(投資コンサル)	御 船 町
(株) 吉本興産	御船町木倉	吉本 恵	不動産業	御 船 町
吉本コンクリート(株)	御船町木倉	吉本 恵	不動産業	御 船 町
(株) ティーズミート	甲佐町大字船津	高田 裕三	小売業(精肉)	甲 佐 町
大福ロジスティクス(株)	甲佐町大字白旗	木村 泰宏	物流業	甲 佐 町
(有) 緒方商事	甲佐町横田	緒方 勝弥	小売業	甲 佐 町
(株) 大栄エクスプレス	山都町杉木	込山 憲太郎	物流業	山 都 町
建築室 ダイス いけだ	東区保田窪	池田 一好	建設業	個 人
春日企画	嘉島町鯉	春日 幸生	建設業	個 人
ハイツ21	中央区黒髪	中尾 美智子	不動産業	個 人
アフラック募集代理店 渡瀬 晴久	南区浜口町	渡瀬 晴久	サービス業(保険代理店)	個 人
熊本慶徳法律事務所	中央区山崎町	宮崎 奈那海	士業(弁護士)	個 人
上村商事	東区戸島町	上村 昭寿	建設業	個 人
アフラック代理店 藤本 眞巳	益城町小池	藤本 眞巳	サービス業(保険代理店)	個 人
アフラック代理店 田上 明裕	東区長瀬南	田上 明裕	サービス業(保険代理店)	個 人
津川水産	西区河内町船津	津川 誠士	水産業(養殖)	個 人
ローズミー スナック Big-star	中央区花畑町	三城 光子	サービス業(鑑定・スナック)	個 人
吉川公認会計士・税理士事務所	中央区新町	吉川 榮一	士業(税理士)	個 人
建築塗装 なかむら	北区明德町	中村 元	建設業(塗装)	個 人
Greatest	東区尾ノ上	橋元 貴史	建設業(大工)	個 人
ブルーグレイフラー	中央区新屋敷	馬場 真奈美	小売業(生花)	個 人

明けましておめでとうございます

会員の皆さま方には、健やかでさわやかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

法人会の運営及び広報活動につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も会員の皆さま方の税に対する啓発活動や社会貢献活動を広く会報で取り上げ、さらに充実した内容になることを目指します。

本年が、皆さま方にとりまして、明るい希望に満ちた年になりますようにお祈り申し上げます。



広報委員一同
 専務理事 田代大丈夫
 専務補佐 田中 賢史
 事務職員 上妻 純子
 山本 真子
 立石 鈴奈

1 法人会加入のお勧めを！

会員増強につきましては、令和6年3月末まで、支部長(理事)・組織委員の皆さまが一丸となって「想いを取り戻そう！10周年だ！ベスト10！」を展開し加入勧奨を行っていただいております。会員の皆さま方におかれましても、法人会未加入の企業につきましては、加入のお勧めのご協力をお願いいたします。

2 法人会費納入にご協力を！

法人会は、会員の皆さまからの「会費」によって運営されております。

法人会費納入について、ご協力をお願いいたします。

会費の納入に便利な「口座振替」のご利用をお願いいたします。

詳しくは、事務局までご連絡ください。

システム導入が
難しくても
大丈夫!!

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリング
していたけれど、**令和6年1月**からはどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要が
ありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または
「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理
されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応
じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、
どうすればいいんだろう。



**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、
遵守する。**



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たす
ことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していま
すので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消して
いたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

